

作し、人間を外側から規制する政策が発展した割に、個人そのものへの接近法には目立った進歩はなかったと見る。しかし二十世紀の後半に入ると、ヨーロッパと米国との社会的・文化的差異は、短縮されてきた。米国は、社会事業の技術中心主義に自己反省をし始め、社会事業の政策面をより強調する傾向を示し出した。一方、ヨーロッパ諸國の方では、社会変動の挑戦をうけとめる個人の強化、改造の必要性にめざめ、社会事業のケースワーカー的接近法に、以前にましての関心を示しはじめた。国際連合に対して、ヨーロッパ諸国が競つて、アメリカやカナダから社会事業教育のリーダー招へいの要請を出したこととはこの傾向を裏書きするものである（一五六六頁）。

世界は今や、社会事業の個人偏重主義でも、反対に、社会体制偏重主義でも通らない。『彼が置かれていた社会環境の中に存在する個人』（二五九頁）として社会科学と人間科学との接点に人間を把握する。それに働きかける現代のワーカー、それには社会事業の実践と科学とを裏づける思想と、科学性と、人間性との回復が真剣に計られなければ時代の挑戦に答えられない、とするのが同博士の論稿の根底にある思潮といえよう。

自國、英國の社会事業の将来を見つめながらも、同博士はけつして国際的視野を失ってはいない。社会事業は、その国の文化的背景の相違によって各々異った成長と発展をとげるが、その結果に対しても、一人よがりの批判や偏見をもつて臨むものでもない。同博士の社会事業観の中には、社会事

業の政策と技術との必要性は、同じ次元で競合される二者択一の敵対物ではない。政策という骨格が技術によって完成される総体なのである。

この英國出身のソーシャルワーカーの世界的な指導者が何を説き、いかなる姿勢をもって社会事業を見ているかを知る上で、又、具体的なソーシャルワーカーの知識の伝達を超えた社会事業思潮を提示している上で、この本は多くのワーカー、学生、教育者たちの疑問に答えうる著作であると信じる。

## 福祉

ナダから社会事業教育のリーダー招へいの要請を出したことはこの傾向を裏書きするものである（一五六六頁）。

書名 Social Work and Social Change  
著者 Eileen Younghusband, Ph. D.  
出版社 George Allen & Unwin Ltd.  
出版期 第二版、一九六六年  
頁数 一五六六頁

真田 是著  
『社会保障—その政治と経済—』

向山 耶幸

昭和三三年の国民健康保険法、三四年の国民年金法の成立をもって、一応わが国の社会保障制度は形式的に国民皆保険の姿をとることとなつた。それ以後、社会保障に関する著書および論文が次々と出版されて来ている。しかし、それらの多くは、わが国を含めて各国の社会保障制度の紹介を中心とするいわゆる制度論であって、社会保障の本質にかかる問題を取り上げているものは少ない。こうした社会

保障研究の動向のなかで、本書は、社会保障成立の根柢、資本主義社会で社会保障が果たす役割、それが労働者または国民に対する意味は何か、社会保障の意義について論じていて。著者は、現在立命館大学産業社会学部教授で、本書以前の著作として「現代社会学と社会問題」、また編著として「現代日本の社会問題」がある。社会学の立場から強烈な現代への、また、日本の社会問題克服への実践的な問題意識をもつておられる。

以下、本書の構成と内容をみよう。

第一章 社会政策論  
第一節 社会政策と経済法則  
第二節 社会政策と政治  
第三節 政治と経済

第二章 社会保障の社会理論  
第一節 社会保障の成立  
第二節 資本主義国家の社会問題対策  
第三節 社会保障の型(1)  
第四節 社会保障の型(2)

第三章 社会保障の対象と方法  
第一節 「貧民」「労働者」「国民」  
第二節 「事故」と「権利」  
第三節 「統合化」について  
第四節 「体系化」について  
第五節 再分配について

結章  
第一節 社会保障斗争  
第二節 社会保障の諸制度をめぐる斗争

著者は、社会保障には三つの側面があるといわれる。(1)それぞれの具体的制度が労働者階級および勤労階層の経済状態を改善する上でどれほどの有効性をもっているか。(2)制度としての自足的な維持・再生産がつづけられるために制度としての自立性・合理性はどうか。(3)社会保障を人民の権利の問題としてとらえる。ここでいう権利とは社会の諸階級間の力関係の反映したものとしての権利である。人民の権利の基準からその優点・欠点を判定する。本書は(1)および(2)の社会保障論の克服を願ったさやかな試みである。

そして著者は、社会保障研究とは、制度の実状とその国民生活との関連だけを実態的に研究すれば足りるといった容易なものではない。むしろそれは政治の、経済の深部の胎動に由来するものであり、現実の社会保障制度と国民生活との関係も、この角度から総合的にみなければならないし、いま緊急な、労働者、農民、都市勤労諸階層の生活擁護の課題は、社会保障制度の表面的な機能をみるとどまつてはならない重大な時期に来ているとのべている。このような点から、わたくしは本書を読むにあたって、社会保障制度の構造——成立の基盤・社会保険と公的扶助の関係——および資本主義社会の発展・崩壊と社会保障、したがってまた崩壊に対する社会保障斗争の役割——改良主義の問題——に関する考え方についてながら読んでいった。章別に要約していこう。

第一章では、戦後の社会政策論争をとおして社会政策における経済（社会政策と経済法則の関係）と

は何か、政治とは何か、そして両者はどのように関連しあっているかをみている。まず大河内理論についてふれ、大河内氏は、社会政策は社会的総資本が労働力の保全を目的としてなす政策であるとし、一般にこの論は、社会政策の経済理論を確立したといわれているけれども、著者はむしろ、その意義は社会政策における「政策主体」の範疇の成立にあつたとしている。つぎに、大河内理論の批判者たちとして四人の論者をあげる。まず第一に、社会政策を分配政策と規定し、労働運動に強制され、この階級对立を緩和する政策であるととらえる森耕二郎氏、第二に、風早八十二氏をあげる。氏の論は社会政策を以って分配政策（政治的側面）と生産政策（経済的側面）とを両面とする摺と規定し、「政治」への着想はあるが、それが充分に展開されていないとのべている。第三の服部英太郎氏は、大河内理論を「経済機構的把握・生産的視点」であるとして、それに對して「社会＝経済機構的把握・階級的視点」を提出され、全機構的把握が必要であるとされる。そして第四に岸本英太郎氏をあげる。著者は、前三者はより政治的であり、岸本氏によつてふたたびそれは経渓にもどされたとしている。岸本氏は社会政策における経済を資本制的蓄積の一般法則＝窮乏化法則としてとらえているが、この点、著者も同意見である。大河内理論は結じて資本主義経済を労働過程としてとらえたがために、その社会政策論は資本主義社会への広がりをもつことなく、政策主体論にとじ込められたとする。しかし、窮乏化とは価値増殖の性格をもつてゐる。つまり、そのときどきの欠陥部分を改良していくといったことではなく、資本

ある。ここにおいて、労働運動は社会政策の本質を構成するものではなく、不可欠の条件・契機をなすものである。社会政策は剩余価値生産を安泰・強化するという政治的機能をもつてゐる。社会政策における政治とは、一方で資本主義国家の一般的な政治的性格とその国、その段階での特殊な政治的性格であり、他方では労働運動、階級斗争、それに階級関係の総体であり、そしてこれらに立つて国家がその政治的判断を、とりわけ労働問題に向けて下した場合のものである。最後に著者はいう。社会政策の本質は政治的なものであり、その内容は経済的なものである。その内容には労働者状態の改善が盛られている。

第二章では、まず一九三五年のアメリカの社会保障法の成立の事情にふれ、それは当時のアメリカの、そして世界資本主義諸国的主要な社会問題、社会不安が失業問題であったことを反映している。そして、社会保障の直接の背景が失業問題だということは、資本主義の全般的危機が経済・社会問題において顕在化し、この危機を代表する一つとしての構成的失業が背景になつていていることを示していふべく、社会保障は資本主義の全般的危機の產物であると規定している。

社会保障にもられた政策主体の政治的意図は、社会政策にみられる改良主義一般にとどまらず、とりわけ「修正資本主義」「組織された資本主義」「人民資本主義」といったイデオロギーとの双生児としての性格をもつてゐる。つまり、そのときどきの欠陥部分を改良していくといったことではなく、資本

主義社会の全面にわたって強力な延命策をとろう、またとらなくてはならないという意圖であったとみられる。

このようにして社会保障を成立させる具体的な根拠は、独占階級での事故範囲の成立である。この段階では異常な事故の常態化が進み、しかもこれが單に労働者階級に限らず、中間的な小所有者階級の間にも生活基盤の不安定化が進まるを得ない。同時にこの事故を自分で保障する力も失っていくからである。そして、社会保障は、資本主義社会の「国民」の間でおこるさまざまな「事故」を社会的な事故としてとらえる。したがって、社会保障の対象者はこの保障を「権利」として与えられることになる。社会保障は国家責任による全民への権利保障なので、それはさまざまな経緯で国民の各部分への保障として成立して来た制度を一本に「体系化」するものであり、また救済形態についても伝統的な事業と社会政策とを「統合」するものである。さらに国民経済とのかかわりでは社会保障財源の調達方法を通じて「再分配」効果を実現しようとするべく、社会保障の理念には、拠出能力のいかんをどうぞ、保険技術を逆用して何としかしてナショナル・ミニマムをば確保しようという志向が盛られており、自由放任の生活原理の残影は姿をどめなくなるとみてよいと極言する。

第三章はまず政策と対象の対応を、「貧民」＝救貧制度、「労働者」＝社会政策、「国民」＝社会保障と整理している。社会保障の対象である「国民」は独占段階に成立するものであるが、その中心は労働者階級である、労働者階級の斗いにリードされて、ナショナル・ミニマムと事故の範囲化に対応し、その保障を権利として確立して来た。ただし日本では「貧民」と区別されて「労働者」が析出されなかつたので、本当の意味でのナショナル・ミニマムは形成されていないとしている。

つぎに資本主義社会における社会保障の限界について述べている。社会保障の限界は何よりも資本主義の経済法則はいかんともしがたいという意味での限界であって、事故保障の程度は労働者階級を先頭にした国民諸階層の、独立の国家に向けての斗いの函数としての面をもつてゐる。社会保障でも最低生活の保障といった限界を云々しない方がいいのであり実践的にもその方が正しい。そのうえ、このような限界をとり上げることは、社会保障に比例部分を持ち込むことを合法化する準備にも通じるという。この考え方は社会保障論の多くが社会保障の機能と限界について論じているのに對し本書の特徴である。

社会保障と救貧制度の統合については、政策主体にとつては両者の統合するような契機は見当たらぬとして、何よりも統合化に近づくためには、原理や方法がひとしいものになるというのではなく、同一の原理が形成されることを通してであり、具体的には救貧制度に権利がもう一步進んで確立するのではなくてはならない。また、救貧制度における権利と、社会保険におけるブルジョア民主主義的権利との二つの権利が労働者階級においては生存権として一つのものに自覚され、このことが社会保障のなか

で両者を統合する起動力であると考えなくてはならないとのべている。

最後の章では社会保障斗争の意義についてふれてゐる。すなわち、社会保障は、これが経済斗争であるかぎり、それは改良のためのものである。だからといって社会保障斗争が革命斗争と対立するもの、またはそれと無縁なものということにはならない。階級斗争の発展のなかで、階級的な権利が発展し、これによって救貧制度の変革や、社会保険といった譲歩が全國民的に押し拵げられるといった「政治」の發展と条件整備が不可欠のものになつてゐる。このように労働者階級が、かりに純粹に経済的な斗争としておこなおうともきわめて政治的な展開がなされるとする。社会保障斗争によって経済的改善を獲得すると同時に、大衆を教育し意識を高め組織化するのである。社会保障の原理は完全に実現することはない。この原理のための斗いは、社会保障から政策主体の政治的なねらいをできるかぎり排除する斗いである。今や社会保障は労働者と勤労諸階層の専有物にならうとしている。こうした政治的变化のとでは、社会保障というものの本質にもかかわらず、革命的な意味さえ生まれはじめているといつてよいのではないかとのべている。

以上本書の内容を大まかに紹介したのであるが、つぎにいくつかの論点にふれておこう。

(1) 著者は社会保障を権利としてとらえるとして、また社会保障は国家責任による全民への権利保障であるとしている。そしてこの「権利」ということばは、一般にも社会保障を論じるときに實に多くの

かわれている。しかし、「権利」はこれを用いて運動を進めるには説得力のある概念であるとはいえる。「権利」すべてが解かれる傾向があり、かえって社会保障をわからないものにしているともいえる。

要求する側の権利と国家の保障する権利との間には、へだたりがあり、国民は健康で文化的な生活が保障される権利があるとしても現実には無権利な状態が多く存在している。このような権利の背後において現実の生活を規定している経済の構造を明確にしなければならない。その認識の上にたってはじめて運動も一つの力となりうるとおもう。

(2) 著者は救貧制度と社会保険の統合について、政策主体はそれを統合化しない方向へもつてきようとするが、労働者・勤労諸階層の生存権の要求を起動力として統合化されるとのべている。しかしこの事情は各国によってまちまちであり、「権利」の面からでは解明できないのはなからうか。著者が社会保険の実践的問題意識をもたれているのであるから、一そら労働市場論を用いての現実認識をされべきであろう。日本でも社会保障があるといわれ、また社会保障は社会保険と公的扶助の統合であるとかがイギリスなどにくらべて多く、ナショナル・ミニマムは形成されているとはいえない。したがって社会保険と公的扶助の水準はそれぞれバラバラであり、別々の要因によって動き、両者は統合されていない。

(3) 著者ははしがきで、『社会問題を研究してきた私は、社会問題を「実証的」に明らかにすること

が、その意図のいかんにかかわらず、客観的にはきわめて有害な役割を果たすことをみてきた』とのべているが、いまいくつかあげた論点は、著者のこのような「実証」に対する考え方から生じる点であるとおもう。「実証」をとおして、価値観が展開されるところに科学があるのでないだろうか。

(4) 政治的觀点に立った経済的改良斗争は革命につながるとしているが、その筋道がつかめない。

このようにいくつかの論点があるとはいえ、本書は、資本主義社会の生産関係そのまままで福祉国家は実現するといいわゆる「福祉国家論」に対しても、社会保険とは社会保険斗争によって、資本の讓歩として成立するのだという点を明らかにしている。そのことによってわれわれに社会保険と改良主義について、また、矛盾に満ちた社会保険を研究する意義を考えるのに一つの手がかりを与えてくれる。

さらに労働組合運動の中で社会保険斗争が根づいていないわが国の現状を見るとき、社会保険斗争の意義を再認識させられる。

真田 是著「社会保険—その政治と経済」一二三  
五頁、汐文社発行